

前回定例会（平成 25 年 5 月 8 日）以降の行政の動き

平成 25 年 6 月 5 日
新潟県原子力安全対策課

1. 安全協定に基づく状況確認

5月10日、柏崎市・刈羽村とともに、月例の状況確認を実施しました。

[主な確認内容]

- ・ 1号機原子炉建屋 残留熱除去系(B)停止時冷却用暖気弁不具合 現場確認
- ・ 7号機コントロール建屋 直流 250V 充電器盤火災 現場確認
- ・ 5号機原子炉建屋 使用済燃料プール（炉内清掃用フィルタユニット） 現場確認

5月24日、柏崎市・刈羽村とともに、年間の運転保守状況確認を実施しました。

[主な確認内容]

- ・ 発電所の運転保守状況、定期検査状況、故障トラブル、燃料・放射性廃棄物等管理等
- ・ 防潮堤、防潮壁 現場確認

2. 安全管理に関する技術委員会

改選にあたり、新たに5名の委員が就任され、4名の委員が退任されることになりました。

< 新たに就任された委員 >

[氏名]	[所属・職名等]	[委員としての担当分野]
杉本 純	京都大学大学院工学研究科教授	シビアアクシデント対策
田中三彦	科学ジャーナリスト	材料力学、構造解析
原 利昭	新潟工科大学副学長材料工学、	構造シミュレーション
藤澤延行	新潟大学工学部教授、 新潟大学情報研究センター センター長教授	可視化熱流体工学、機械システム
三上喜貴	長岡技術科学大学副学長	社会システム工学、安全システム

< 退任された委員 >

[氏名]	[所属・職名等]	[委員としての担当分野]
梶本光廣	原子力安全基盤機構 原子力システム安全部次長	シビアアクシデント対策
香山 晃	室蘭工業大学環境・エネルギーシステム 材料研究機構機構長	原子炉・核融合炉材料工学、 材料物理学
鈴木賢治	新潟大学人文社会・教育科学系教授	機械材料、材料力学
角山正博	新潟工科大学工学部情報電子工学科教授	計算機工学、電子工学

平成25年度 第1回技術委員会の開催

- 1 開催日時 平成25年6月1日(土) 午後1時30分から午後4時10分まで
- 2 場 所 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁西回廊2階「講堂」
- 3 議 事 (1) 新規制基準案と福島第一原子力発電所事故の検証について

5月13日：報道発表〔新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会〕

「新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会」の委員が決定しましたのでお知らせします。改選にあたり、新たに5名の委員が就任され、4名の委員が退任されることになりました。

なお、「設備健全性、耐震安全性に関する小委員会」及び「地震、地質・地盤に関する小委員会」については、委員の変更はありません。

委員の経歴等の自己申告については、県のホームページに掲載いたします。

(<http://www.pref.niigata.lg.jp/genshiryoku/gijyututop.html>)

5月24日：報道発表〔新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会を開催〕

新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会（平成25年度第1回）を下記のとおり開催します。なお、議事に先立ち座長の選任を行います。

- 1 開催日時 平成25年6月1日(土) 午後1時30分から午後4時00分まで
- 2 場 所 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁西回廊2階「講堂」
- 3 議 事 (1) 福島第一原子力発電所事故の検証について (2) その他

3. その他

5月9日：報道発表〔 原子力規制委員会が実施している新規制基準（案）に関するパブリックコメントへ意見を提出しました 〕

5月9日、原子力規制委員会が意見を募集している「発電用軽水型原子炉施設に係る新規制基準（案）」について、別紙のとおり、意見を提出しました。

5月9日：報道発表〔 原子力規制委員会が実施している原子力災害対策指針の改定原案に対するパブリックコメントへ意見を提出しました。 〕

5月9日、原子力規制委員会が意見を募集している「原子力災害対策指針（改定原案）」について、別紙のとおり、意見を提出しました。

5月15日：報道発表〔 東京電力が公表している放射線監視データと実際の測定データを照合し、一致していることを確認しました 〕

県では、東京電力から伝送され、県が公表している放射線監視データと、現地記録計に保存されているデータの照合、確認を定期的に行っています。今回、排気筒モニタ等について調査した結果、一致していることを確認しました。調査の内容は以下のとおりです。

1 現地調査実施日 平成25年5月9日

- 2 調査対象
- (1) 排気筒モニタ 5号機
 - (2) モニタリングポスト MP-4
 - (3) 海水局モニタ 5号機放水口北

3 調査方法

県放射線テレメータシステムへ伝送された以下の期間のデータについて、現地記録計に保存されているデータと比較しました。

平成25年4月23日(火) 7時10分から8時00までの10分間ごとの値

4 結果 基準の範囲内で一致していました。

調査結果の詳細は別紙のとおりです。

※ 現地調査実施の都度、情報提供しています。

新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会 (平成 25 年度第 1 回)

会 議 次 第

日 時 … 平成 25 年 6 月 1 日(土) 13:30～16:00
場 所 … 新潟県庁西回廊 2 階「講堂」

1 開会挨拶

2 議題

(1) 福島第一原子力発電所事故の検証について

- ・ 平成 25 年度の原子力発電所の安全管理に関する技術委員会の進め方について
- ・ 新規制基準案と福島第一原子力発電所事故の検証の進め方について
(原子力規制庁)
- ・ 福島第一原子力発電所事故を踏まえた対応状況について
(東京電力株式会社)

(2) その他

3 閉会挨拶

< 配付資料一覧 >

- 資料No. 1 平成25年度の原子力発電所の安全管理に関する技術委員会の進め方
について (案)
- 資料No. 2-1 実用発電用原子炉に係る新規制基準 (案) について－概要－
(原子力規制庁)
- 資料No. 2-2 東京電力福島第一原子力発電所における事故分析に係る検討会について
(原子力規制庁)
- 資料No. 3-1 福島原子力事故の総括および原子力安全改革プランについて
(東京電力株式会社)
- 資料No. 3-2 福島第一原子力発電所 1 号機における電源喪失の調査・検討状況について
(東京電力株式会社)

新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会の委員

(平成 25 年 5 月 13 日現在)

氏 名	所 属 ・ 職 名 等	備 考 (委員としての担当分野)
衣笠 善博	東京工業大学名誉教授	地震地質学
小山 幸司	三菱重工業株式会社原子力事業本部原子力製造総括 部原子力機器設計部マネージングエキスパート	材料力学、構造力学
新任 杉本 純	京都大学大学院工学研究科教授	シビアアクシデント対策
鈴木 元衛	日本原子力研究開発機構安全研究センター 燃料安全研究グループ非常勤嘱託	金属材料学、軽水炉燃料
立崎 英夫	放射線医学総合研究所 REMAT 医療室室長	放射線防護
立石 雅昭	新潟大学名誉教授	地質学、堆積学
新任 田中 三彦	科学ジャーナリスト	材料力学、構造解析
中島 健	京都大学原子炉実験所原子力基礎工学研究部門教授	原子炉物理、臨界安全
西川 孝夫	東京都立大学名誉教授	地震工学、耐震工学
野中郁次郎	一橋大学名誉教授	マネジメント
橋爪 秀利	東北大学大学院工学研究科教授	原子炉工学、核融合学
新任 原 利昭	新潟工科大学副学長	材料工学、構造シミュレー ション
新任 藤澤 延行	新潟大学工学部（教育組織）教授、新潟大学可視化情 報研究センター（研究組織）センター長 教授	熱流体工学、機械システム
新任 三上 喜貴	長岡技術科学大学副学長	社会システム工学、安全シ ステム
山崎 晴雄	首都大学東京大学院都市環境科学研究科教授	地理学、地質学
山内 康英	多摩大学情報社会学研究所教授	災害情報伝達
吉川 榮和	京都大学名誉教授	ヒューマンエラー、原子炉 計測制御

設備健全性、耐震安全性に関する小委員会の委員

氏名	所属・職名等	備考 (委員としての担当分野)
阿部 和久	新潟大学自然科学系教授	構造工学
岡崎 正和	長岡技術科学大学工学部教授	材料力学
黒田光太郎	名城大学教授	金属材料学
小岩 昌宏	京都大学名誉教授	金属材料学
小山 幸司	三菱重工業株式会社原子力事業本部原子力製造総括 部原子力機器設計部マネージングエキスパート	材料力学、構造力学
鈴木 元衛	日本原子力研究開発機構安全研究センター 燃料安全研究グループ非常勤嘱託	金属材料学、軽水炉燃料
橋爪 秀利	東北大学大学院工学研究科教授	原子炉工学、核融合学

地震、地質・地盤に関する小委員会の委員

氏名	所属・職名等	備考 (委員としての担当分野)
石橋 克彦	神戸大学名誉教授	地震学
岩田 知孝	岩田知孝京都大学防災研究所 地震災害研究部門教授	強震動地震学
衣笠 善博	東京工業大学名誉教授	地震地質学
杉山 雄一	産業技術総合研究所活断層・地震研究センター 主幹研究員	活断層
立石 雅昭	新潟大学名誉教授	地質学、堆積学
山崎 晴雄	首都大学東京大学院都市環境科学研究科教授	地理学、地質学

新規制基準（案）パブリックコメントへの新潟県意見の概要

1 新規制基準（全体）への意見

- ・福島第一原子力発電所事故の検証がないうちに、新たな規制基準が策定されたとしても、安全性を十分に確保することはできない。
- ・炉規法に定める規制基準だけでなく、オフサイトの防災対策や事故対応に係る労働法制等、原子力に関わる法制度全体の中で、事故対応等について整備すべき。
- ・規制基準に対し、最新の知見が常に取り込まれる仕組みが必要。
- ・立地自治体の意見を取り入れる仕組みが必要。
- ・事故状況と対応状況を現地から速やかに発信し、中央では対処方針や解説など役割分担を予め定めておくことも必要。
- ・ベント、海水注入などの重大事故対応の判断について、限られた時間内で対応ができるよう、国が予め手順、責任を明確化すべき。また会社経営上の要素で、事故対応の判断が乱されることのないよう、廃炉等の事業損失に対するセーフティネットの整備も検討すべき。
- ・事故時において高線量率環境下での作業が可能となるよう、労働法制の整備や、国による事故対応を専門に行う特殊部隊の創設などの対応が必要。

2 新規制基準（個々の基準）への主な意見

- ・重大事故防止設備は設計基準対応設備を超える耐震性及び耐津波性を有するべき。（重大事故防止設備）
- ・過酷な状況下でも原子炉の把握ができるように、計測設備について多様性を確保するよう明記すべき。（計装設備）
- ・耐震性が比較的低くても良いとされる送電・変電網を含む重要度分類B・Cクラスの設備を、安全性確保の視点から見直すべき。（地震による損傷の防止）
- ・基準地震、基準津波を超える事象が発生したときの、「残余のリスク」にどのように対応すべきか検討が必要。（地震・津波による損傷の防止）
- ・複数号機が同時に事故を起こしても対応できる体制を整備するなど、集中立地のリスクに対応する規制基準を設けること。
- ・約40万年前から12～13万年前までの間に地層にずれ等が認められた場合の活断層認定の判断基準を明確に示すべき。（将来活動する可能性のある断層等の認定）

新規制基準（案）パブリックコメントへの新潟県意見

整理番号	新規制基準(案) 該当箇所	新潟県 意見内容
1	○実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準を定める規則（仮称） 第17条四（原子炉冷却材圧力バウンダリ）	原子炉冷却材について、検出できる冷却材の漏えいの漏えい量（時間あたりの水位低下量など）を具体的に示すべきである。
2	○実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準を定める規則の解釈（仮称） 第17条3（原子炉冷却材圧力バウンダリ）	隔離装置の不要な許容される配管からの漏えい量について「十分許容される程度に少ないもの」という曖昧な表現ではなく、どこまでが許容できるのか考え方や評価方法を示すなど、より具体的にすべきである。
3	○実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準を定める規則（仮称） 第38条1（重大事故防止設備）	福島第一原子力発電所事故で、1号機から5号機までの電源盤などが津波という単一要因で全て被災したことを踏まえると、「同等」では、不十分と考える。 設計基準対応設備と同等の耐震性及び耐津波性では、設計基準対応設備と同時に同じように被災する可能性がある。「設計基準対応設備を超える耐震性及び耐津波性を有すること」とすべきである。
4	○実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準を定める規則（仮称） 第55条（計装設備）	福島第一原子力発電所事故では、全電源喪失後、原子炉圧力と内部温度の上昇により、正常に水位を計測できなくなったと考えられる。 原子炉の状態を正しく把握することから、制御することが始まるため、シビアアクシデントのような過酷な環境下でも継続して計測することができる観測設備が必要と考える。 シビアアクシデントのような過酷な状況下でも原子炉施設の状態の把握ができるように、計測設備について多様性を確保するよう明記すべきである。
5	○実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準を定める規則の解釈（仮称） 第12条5（安全施設）	福島第一原子力発電所事故においては、従来の指針で全交流動力電源は長期間の喪失を想定する必要がないとしたことが、事故とその後の事故対応に影響を与えたと考えられる。 本当に安全上支障のない期間で除去又は修復できるかどうかは、個別に評価した上で、判断する必要があると考える。 単一故障が安全上支障のない期間で除去又は修復できるかどうかの確認をどのように行うのか明示が必要である。

新規制基準（案）パブリックコメントへの新潟県意見

整理番号	新規制基準(案) 該当箇所	新潟県 意見内容
6	○実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準を定める規則の解釈（仮称） 第47条1（原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備）	放射性物質低減対策として規定する措置から考えれば、既存の耐圧ベント設備にもフィルタの追加などの対策が必要と考えるが、どのように整理するのか考え方を示す必要がある。 事業者が自主設置した既存の耐圧ベント設備にはフィルタが設けられていないが、バックフィットにおいて、この設備の取扱いはどうなるのか明確に示すべきである。
7	○実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準を定める規則の解釈（仮称） 別記2 第4条2三（地震による損傷の防止：耐震重要度分類）	福島第一原子力発電所事故により、耐震性が比較的低くても良いとされる送電・変電網を含む重要度分類B・Cクラスの設備が発電所の安全性に影響を与えることが判明したことから、設備の耐震性向上、安全性確保に照らし、B・Cクラスの設備を見直すべきである。
8	○実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準を定める規則の解釈（仮称） 別記2 第4条6四（地震による損傷の防止：基準地震動策定に当たっての調査） ○実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準を定める規則の解釈（仮称） 別記3 第5条2九（津波による損傷の防止：基準津波策定に当たっての方針）	基準地震、基準津波について、対応する超過確率を参照し、策定された地震動、津波がどの程度の超過確率に相当するかを把握することとされているが、把握した後の判断基準が示されていない。 基準地震、基準津波を超えるような事象が発生した時の「残余のリスク」にどのように対応するべきか検討が必要である。
9	○実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準（仮称） 1.1（1）②（重大事故対処設備に対する要求事項：アクセスルートの確保）	事業者に対して、建屋外で必要となるアクセスルートを確認するよう求めているが、国等においても、重要設備へのアクセスルートに加え、要員参集や資機材輸送に用いる発電所周辺道路等を整備すべきである。
10	○敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド（仮称） 2.1基本方針解説（3）（将来活動する可能性のある断層等の認定）	「将来活動する可能性のある活断層等」の解釈について、約40万年前から12～13万年前までの間に地層にずれ等が認められた場合の活断層認定の判断基準を明確に示すべきである。
11	○実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準を定める規則（仮称）	集中立地のリスクに対応するため、隣接号機の事故により、事故対応に必要な作業の妨げとならないよう対策を講じるほか、汚染水などの発電所外への大量流出の防止策が必要である。 複数号機が同時に事故を起こしても対応できる体制を整備するなど、集中立地のリスクに対応する規制基準を設けること。

新規制基準（案）パブリックコメントへの新潟県意見

整理番号	新規制基準(案) 該当箇所	新潟県 意見内容
12	○「新規制基準案」の対象になっていない安全対策全体に関する意見	<p>事故対応をはじめ安全対策については、規制基準だけでなく、防災対策や事故対応に係る労働法制等、原子力にかかわる法制度全体の中で、整備すべきであり、規制委員会が主体となり各省庁を的確に指導すべきであることから、以下の意見を提出する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①東京電力福島第一原子力発電所事故の検証がない中、新たな規制基準が策定されたとしても、原子力発電所の安全性を十分に確保することはできない。事故の原因究明、検証が先であり、基準策定は拙速。 ②炉規法に定める規制基準だけでなく、オフサイトの防災対策や事故対応に係る労働法制等、原子力に関わる法制度全体の中で、事故対応等について整備すべき。 ③最新の知見が速やかに原子力発電所の安全性向上に反映されるためには、安全基準に最新の知見が常に取り込まれる仕組みを作ることが必要。 ④防災において、住民避難の実情は、避難を実施する地元自治体が最も把握しており、防災指針を作成・改定には地元自治体の意見を取り入れる仕組みが必要。 ⑤国民等に情報隠蔽、改ざん等の疑いを持たせることのないよう、事故状況と対応状況を現地から速やかに発信し、中央においては、状況に対する対処方針や解説をするなど役割分担を予め定めておくことも必要。 ⑥ベントや海水注入など重大事故対応の判断について限られた時間内で対応が出来るよう、国が予め手順、責任を明確化すべき。 また、事故対応の判断が会社経営などの要素で乱されることのないよう、例えば、対応後に生じる廃炉費用などに対する保険制度などのセーフティーネットの整備も検討すべき。 ⑦シビアアクシデントの拡大防止時には、高線量率環境下でできる限り事故拡大を防ぐ作業を命じることが可能となるよう労働法制上の整備をすることや、事故対応を専門に行う特殊部隊を国が創設するなどの対応が必要。

原子力災害対策指針(改定原案)に対する意見

【緊急時モニタリングに関すること】

① 緊急時の体制の全体像と緊急時モニタリングセンターの位置づけ

整理番号	頁	行	原子力災害対策指針(改定原案)新旧対照表の該当箇所	意見内容
1	-	-	指針全般	緊急時の体制についての全体像及びその中での緊急時モニタリングセンターの位置づけを明確にすること。また、現地対策本部放射線班との関係・役割を明確にすること。
2	6	5	様々な災害によりモニタリング要員が被災し資機材が不足する状況を想定して緊急時モニタリングの機能が損なわれないような対策を講じておく必要がある。	①被災することで、どの程度モニタリング要員が不足する状況を想定すべきか明らかにすること。 ②「緊急時モニタリング機能が損なわれないような対策」を講じるため必要な、耐震性能など施設の災害対策の具体的な考え方、方法を示すこと。
3	6	21	緊急時モニタリングセンター	「緊急時モニタリングセンター」として、どのような規模・設備を有する施設が必要となるのか明らかにすること。
4	7	3	地方公共団体は、国、原子力事業者及び関係指定公共機関と協力して、あらかじめ緊急時モニタリング計画を作成する。また、国は、発災時に直ちに緊急時モニタリング実施計画を策定できるように、関係する地域の緊急時モニタリング計画に基づき、必要な準備を行う。	「緊急時モニタリング計画」をあらかじめ地方公共団体が作成することとしているが、この計画は、国が作成する「緊急時モニタリング実施計画」の基になるものであり、緊急時モニタリングの実施範囲が、複数の道府県に及ぶことも想定されることから、「緊急時モニタリング計画」は国が主体となって作成すべきである。

② OILの判断に必要な緊急時モニタリングのあるべき姿

整理番号	頁	行	原子力災害対策指針(改定原案)新旧対照表の該当箇所	意見内容
5	-	-	指針全般	OILに必要な測定密度等の緊急時モニタリングのあるべき姿を示すこと。
6	-	-	このような事態に備え、国及び地方公共団体は、緊急時モニタリングを迅速に行い、…	緊急時モニタリングの実施主体のひとつである「原子力事業者」を明記すること。
7	5	21	緊急時モニタリングでは、時間的・空間的に連続した放射線状況の把握を目指す。	「時間的・空間的に連続した放射線状況の把握」とは具体的にどのような方法で実施するものか明らかにすること。
8	6	1	周辺環境の放射性物質による空間放射線量率及び飲食物中の放射性核種濃度を…	改定前の指針(24年10月31日)には、「周辺環境の放射性物質の積算線量及び放射線量率を把握することが重要である」との記載があったが、前回改定(25年2月27日)時より「積算線量」の記載が削除されている。なぜ削除されたのか、その理由を明確にすること。
9	6	15	地方公共団体は、地域における知見を活かした、緊急時モニタリング計画の作成や原子力災害対策重点区域等における緊急時モニタリングを実施する。	「原子力災害対策重点区域等」とあるが、重点区域以外の地域はどの程度までの範囲を想定するものか明確にすること。
10	6	18	原子力事業者は、放出源の情報の提供に努めるとともに…	「原子力事業者は放出源の情報を提供するとともに…」とし、事業者による情報提供を義務化すること。
11	7	12	緊急時モニタリングの測定を、OILに基づく防護措置の実施の判断に適した精度で行えるように、平時から測定方法の質の維持に努める。	「OILに基づく防護措置の実施の判断に適した精度」とは具体的にどういうものか明らかにすること。

整理番号	頁	行	原子力災害対策指針(改定原案)新旧対照表の該当箇所	意見内容
12	8	14	中期対応段階	中期対応段階とはどのような状況を指すものか明らかにすること。
13	8	25	復旧段階	復旧段階とはどのような状況を指すものか明らかにすること。
14	8	2	初期モニタリングは、初期対応段階において実施する。関係者は、警戒事態から準備を行い、施設敷地緊急事態において速やかに開始する。その結果はOILに照らし合わせて防護措置に関する判断に用いる。	「OILに照らし合わせて防護措置に関する判断に用いる。」とあるが、そのために必要なモニタリングの具体的な方法を明らかにすること。
15	8	5	初期モニタリングでは、以下の項目を測定する。ただし、防護措置に関する判断に必要な項目のモニタリングを優先する。 ・原子力災害対策重点区域を中心とした空間放射線量率及び大気中の放射性物質(放射性希ガス、放射性ヨウ素等)の濃度 ・放射性物質の放出により影響を受けた環境試料中の放射性物質(放射性ヨウ素、放射性セシウム、ウラン、プルトニウム、超ウラン元素のアルファ核種等)の濃度 ・広範な周辺環境における空間放射線量率及び放射性物質の濃度	①ただし書き以降、「防護措置に関する判断に必要な項目のモニタリングを優先…」とあるが、具体的に優先すべき項目を明示するとともに、各測定項目の優先順位、頻度、タイミングなど必要事項を明らかにすること。 ②「放射性ヨウ素、放射性セシウム、ウラン及びプルトニウムを含む超ウラン元素のアルファ核種…」とすること。 ③この段階で求めるアルファ核種濃度の精度を明示すること。核種同定が必要なのか、全α測定レベルでよいのか不明である。 ④ベータ核種(ストロンチウム90など)を記載しない理由を明確にすること。 ⑤「広範」の範囲が不明確であるため、明記すること。 第一段階のモニタリングは迅速性が重視されるが、PAZ、UPZ、PPA等、距離に応じた優先順位を考慮すること。 ⑥大気中の放射性希ガス濃度の測定方法とその意義を明確にすること。
16	18	18	②緊急時モニタリング等の在り方	防護措置の実施方策に対応するモニタリングについて、測定密度等の測定方法や防護措置実施の判断方法等を早期に示すこと。

③ モニタリング結果の公表

整理番号	頁	行	原子力災害対策指針(改定原案)新旧対照表の該当箇所	意見内容
17	14	5	結果の公表は国が一元的に行い、適切に伝わるように分かりやすい説明を付する。	福島第一原発事故において測定結果等が避難行動等に役立つように公表されなかったことの反省を踏まえ、測定結果は即時公表とすること。また、そのために必要な体制・システムを構築すること。

④ SPEEDIの活用

整理番号	頁	行	原子力災害対策指針(改定原案)新旧対照表の該当箇所	意見内容
18	-	-	国は、例えば緊急時モニタリングによって得られた空間放射線量率等の値に基づきSPEEDIのような大気中拡散シミュレーションを活用した逆推定の手法等により、…	緊急時防護措置準備区域(UPZ)内の防護措置の決定は、EALやOILに基づき判断することとしているが、実測値による住民避難等の判断は、住民被ばくが前提となり、住民不安が払拭できない。また、避難には事前準備など時間を要することからもSPEEDI等の大気拡散予測結果をより体系的に位置づけるべき。
	13	5	原子力事故の状況及び気象予測や大気中拡散予測の結果等を参考にしつつ、速やかに緊急時モニタリング実施計画を策定し、…	

【安定ヨウ素剤に関すること】

①地方公共団体の意見を踏まえた検討

整理番号	頁	行	原子力災害対策指針(改定原案)新旧対照表の該当箇所	意見内容
19	-	-	指針全般	安定ヨウ素剤の配布の詳細を決めるにあたっては、地方公共団体の意見を聞いた上で検討すること。
20	-	-	指針全般	指針(案)では、安定ヨウ素剤の管理や配布のために、地方公共団体において、新たな体制整備が必要となるが、現場の過重な事務負担が懸念されるので、地方公共団体の意見を踏まえて検討すること。

②配布・服用に関する指揮系統の再構築

整理番号	頁	行	原子力災害対策指針(改定原案)新旧対照表の該当箇所	意見内容
21	14	16	放射性ヨウ素による内部被ばくを防ぐため、原則として、原子力規制委員会が服用の必要性を判断し、原子力災害対策本部又は地方公共団体の指示に基づいて、安定ヨウ素剤を服用させる必要がある。	複合災害時には、安定ヨウ素剤の配布・服用に関する指示の伝達や実施が円滑に出来なくなることを想定し、現場での判断の余地を残すなど、体系全体の再構築を行うこと。

③薬事法とは別の法令整備

整理番号	頁	行	原子力災害対策指針(改定原案)新旧対照表の該当箇所	意見内容
22	10	12	説明会においては、原則として医師により、安定ヨウ素剤の配布目的、…副作用、過剰服用による影響等の留意点等を説明し、それらを記載した説明書とともに安定ヨウ素剤を配布する。	安定ヨウ素剤について、全ての住民に対して医師が説明の上、配布することは現実的には困難であることもあり、安定ヨウ素剤を医薬品ではなく、あくまで防災のひとつの資機材として位置付けるなど、薬事法とは別の法令として整理すること。

④副作用発生時の国による補償の仕組みの整備

整理番号	頁	行	原子力災害対策指針(改定原案)新旧対照表の該当箇所	意見内容
23	11	10	地方公共団体は、原子力災害時の副作用の発生に備え、事前に周辺医療機関に受入の協力を依頼する等の救急医療体制の整備に努める。	PAZにおいては、原則として避難指示と同時に安定ヨウ素剤を服用できるようにしなければならないとしているが、複合災害時の場合も考慮し、避難途上において重篤な副作用が発生した場合に対応可能な体制を国において検討すること。
24	14	16	放射性ヨウ素による内部被ばくを防ぐため、原則として、原子力規制委員会が服用の必要性を判断し、原子力災害対策本部又は地方公共団体の指示に基づいて、安定ヨウ素剤を服用させる必要がある。	原子力規制委員会の服用判断及び原子力災害対策本部又は地方公共団体の指示に基づいて服用した住民に副作用が発生した場合に備え、国による補償の仕組みを整備すること。

⑤配布等の手順や考え方の整理

整理番号	頁	行	原子力災害対策指針(改定原案)新旧対照表の該当箇所	意見内容
25	10	9	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体は、事前配布用の安定ヨウ素剤を購入し、公共施設(庁舎、保健所、医療施設等)で管理する。 ・地方公共団体は、事前配布のために原則として住民への説明会を開催する。 	緊急事態時における迅速な服用のためには、各家庭に事前配布するのみでなく、学校、事業所等への事前配布が必要であり、学校、事業所等への事前配布ができるよう法令を整備すること。
26	11	8	地方公共団体は、放射性ヨウ素による内部被ばく予防が必要な住民に対して必要な量以外に安定ヨウ素剤を事前配布しない。	住民に事前配布する「必要な数量」について明らかにすること。
27	11	13	地方公共団体は、転出者又は転入者があった場合は速やかに安定ヨウ素剤を回収又は配布するよう努める。また、安定ヨウ素剤の更新時期の管理方法と期限切れ製剤の確実な回収方法についてあらかじめ定め、実施する。	転出入者への説明や配布・回収等に係る事務については、現場に過重な事務負担となることが懸念されることから、安定ヨウ素剤を防災のひとつの資機材と位置付けるなど、薬事法とは別の法令で対応できるよう整理すること。
28	12	5	ただし、時間的制約等のため必ずしも医師が関与できない場合には、状況に応じて適切な方法により配布・服用を行う。	医師が関与できない場合は、「適切な方法により配布・服用」とあるが、配布・服用の方法について明らかにすること。

整理番号	頁	行	原子力災害対策指針(改定原案)新旧対照表の該当箇所	意見内容
29	11	18	・地方公共団体は、緊急時に備え安定ヨウ素剤を購入し、…配布手続きを定め、適切な場所に備蓄する。	PAZ外(UPZ及びPPA)における屋内退避時、避難時の安定ヨウ素剤の服用等の手順について明らかにすること。
30	15	14	・PAZにおいては、全面緊急事態に至った時点で、直ちに、避難と安定ヨウ素剤の服用が指示されるため、原則として、その指示に従い服用する。ただし、安定ヨウ素剤を服用できない者や放射性ヨウ素による甲状腺被ばくの健康影響が大人よりも大きい乳幼児については、安定ヨウ素剤を服用する必要のない段階である施設敷地緊急事態において、優先的に避難する。	乳幼児、服用できない者を優先的に避難させる方法について具体的に明確化すること。 その上で、乳幼児について被害の規模、気象状況等によっては速やかな避難ができないことが想定されることから、屋内退避や安定ヨウ素剤の事前配布による服用も検討すること。 また、防災業務関係者等の住民以外の者に対する安定ヨウ素剤の配布の考え方、服用の手順等について明らかにすること。
31	15	20	・PAZ外においては、全面緊急事態に至った後に、…、避難や屋内退避等と併せて安定ヨウ素剤の配布・服用が指示される場合があり、原則として、その指示に従い服用する。	UPZ及びPPAにおける屋内退避時、避難時の安定ヨウ素剤の服用等の手順について明らかにすること。(再掲)

○その他

整理番号	頁	行	原子力災害対策指針(改定原案)新旧対照表の該当箇所	意見内容
32	-	-	指針全般	安定ヨウ素剤の配布に関して相当数「地方公共団体」との記載があるが、都道府県と市町村の役割を明らかにすること。

東京電力が公表している放射線監視データと実際の測定データを照合し、一致していることを確認しました。

県では、東京電力から伝送され、県が公表している放射線監視データと現地記録計に保存されているデータの照合、確認を定期的に行っています。

今回、排気筒モニタ等について調査した結果、一致していることを確認しました。調査の内容は以下のとおりです。

1 現地調査実施日

平成25年5月9日

2 調査対象

- | | |
|---------------|---------|
| (1) 排気筒モニタ | 5号機 |
| (2) モニタリングポスト | MP-4 |
| (3) 海水局モニタ | 5号機放水口北 |

3 調査方法

県放射線テレメータシステムへ伝送された以下の期間のデータについて、現地記録計に保存されているデータと比較しました。

平成25年4月23日(火) 7時10分から8時00までの10分間ごとの値

4 結果

基準の範囲内で一致していました。

調査結果の詳細は別紙のとおりです。

※ 現地調査実施の都度、情報提供しています。

本件についてのお問い合わせ先
放射能対策課長 渋谷
(直通) 025-282-1693 (内線) 6460

柏崎刈羽原子力発電所関連

別紙

柏崎刈羽原子力発電所放射線監視データ現地確認調査

放射能対策課

1 排気筒モニタ

5号機

調査対象日：平成25年4月23日

No.	測定時分	A 県伝送データ	B 現地記録計	差 (A-B)	評価
1	07時10分	5.5 cps	5.8 cps	-0.3 cps	判定基準内で一致 判定基準±1cps
2	07時20分	5.6 cps	5.6 cps	0.0 cps	
3	07時30分	5.8 cps	5.6 cps	0.2 cps	
4	07時40分	5.6 cps	5.8 cps	-0.2 cps	
5	07時50分	5.7 cps	5.6 cps	0.1 cps	
6	08時00分	5.7 cps	5.7 cps	0.0 cps	

2 モニタリングポスト

MP-4 (低線量率計)

調査対象日：平成25年4月23日

No.	測定時分	A 県伝送データ	B 現地記録計	差 (A-B)	評価
1	07時10分	34 nGy/h	34 nGy/h	0 nGy/h	判定基準内で一致 判定基準±1nGy/h
2	07時20分	34 nGy/h	34 nGy/h	0 nGy/h	
3	07時30分	33 nGy/h	33 nGy/h	0 nGy/h	
4	07時40分	34 nGy/h	34 nGy/h	0 nGy/h	
5	07時50分	34 nGy/h	34 nGy/h	0 nGy/h	
6	08時00分	34 nGy/h	34 nGy/h	0 nGy/h	

3 海水放射能モニタ

5号機 放水口北

調査対象日：平成25年4月23日

No.	測定時分	A 県伝送データ	B 現地記録計	差 (A-B)	評価
1	07時10分	445 cpm	446 cpm	-1 cpm	判定基準内で一致 判定基準±4cpm
2	07時20分	452 cpm	455 cpm	-3 cpm	
3	07時30分	458 cpm	461 cpm	-3 cpm	
4	07時40分	461 cpm	464 cpm	-3 cpm	
5	07時50分	452 cpm	455 cpm	-3 cpm	
6	08時00分	453 cpm	457 cpm	-4 cpm	

(注) 現地記録計はデータの記録方法の違いやデータ収集時間の微妙なずれ等により、県への伝送データと一致しないことがあります。

【測定の単位について】

- ・ Gy (グレイ) とは、放射線が物質に与えるエネルギーの量を表す単位です。
- ・ 1 nGy (ナノグレイ) は10億分の1 Gy (グレイ) のことです。
- ・ nGy/h は1時間あたりの値を示しています。
- ・ cps とは1秒あたりの計数値 (個数) を表す単位です。
- ・ cpm とは1分あたりの計数値 (個数) を表す単位です。